平成２４年（フ）第１００６８号
神奈川県横浜市緑区長津田３丁目32―17
破産者　若月　　智
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１６０号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目26番５号
破産者　アイ・ツールスアンドイーエックスブレイン株式会社
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１６１号
東京都練馬区旭丘１丁目57―５―503
破産者　早川　高義
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４２１号
東京都江戸川区西瑞江４丁目５―11―704、住民票上の住所東京都江戸川区江戸川６丁目47―５　シティハイム・メイプル３―206
破産者　根本　貴久
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３４１号
東京都練馬区北町８丁目37―27―205
破産者　櫻井　照男
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７１９号
神奈川県横浜市都筑区中川中央２丁目５番13号
破産者　株式会社モラルデザイン
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７２０号
神奈川県横浜市青葉区奈良町1566―535
破産者　濤川　琢三
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７９５号
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1618―１―113
破産者　川口　利一
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８０５号
埼玉県さいたま市中央区下落合1089番地
破産者　株式会社マコト建築設計事務所
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８０６号
東京都練馬区光が丘２丁目７―３―201
破産者　田村　　実
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３７７号
埼玉県熊谷市上須戸1089―78
破産者　齊藤　正幸
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５６５号
東京都東久留米市下里２丁目７―16―202、開始決定時の住所東京都東久留米市滝山６丁目３―８―310
破産者　市川　康一
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６７８号
東京都渋谷区恵比寿３丁目34―９　ヒルサイドテラス第５Ａ―203
破産者　小橋　一輝
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０３６号
東京都品川区小山６丁目７番14号
破産者　有限会社アヴァンセ
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０５０号
東京都大田区北糀谷１丁目13番５号
破産者　有限会社ケーディー
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０５１号
東京都大田区本羽田１丁目20―３
破産者　工藤　靖紀
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０６０号
東京都葛飾区堀切３丁目12番１号
破産者　株式会社ＭＲＭ
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１２１号
東京都港区南麻布５丁目１番10―504号
破産者　有限会社タカ・オフィス
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１２２号
東京都港区南麻布２丁目７―25―502、開始決定時の住所東京都港区三田２丁目８―20―608
破産者　永本　　誠
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１３９号
東京都中央区八丁堀２丁目18番２号中原ビル203
破産者　株式会社クロス
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１４１号
東京都葛飾区新宿４丁目26―８―501
破産者　大塚　弘昭
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部